

台湾税務および投資法令 アップデート

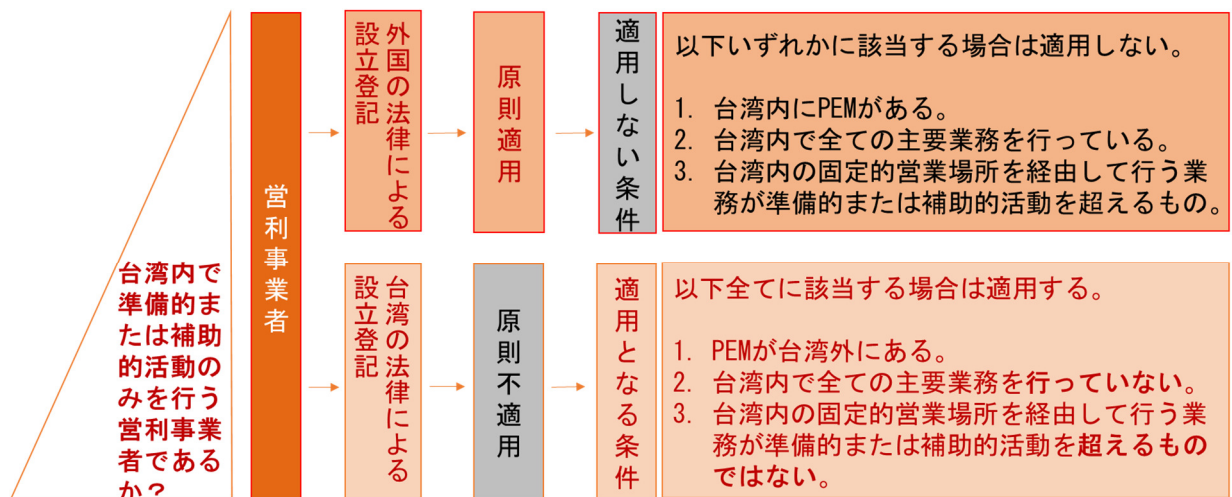
2019 年 5 月

所得税法

交通部が「営利事業の自由貿易港区(FTZ)における物品購買、輸入、貯蔵または運送に係る法人税の課税免除規定」改正案を予告

2019 年 1 月 16 日に改正公布された改正自由貿易港区設置管理条例第 29 条および改正国際空港園區發展条例第 35 条によれば、**(一)台湾内で準備的または補助的活動のみを行い、(二)物品の購買、輸入または運送業務に従事する営利事業者は、その物品販売による所得については、当局へ申請し許可を得れば法人税が免除されます。**これについて、交通部は関連する子法の改正案を予告しましたが、ポイントをまとめると以下のとおりです。

(一)適用対象の判断基準：設立登記場所および実際の管理場所(PEM)



(二)自由貿易港区内における物品購買、輸入、貯蔵または運送

購買、輸入	FTZに貯蔵	販売後、顧客へ運送	
		販売業務	販売対象
<購買> 台湾内で物品を購入	貯蔵または運送中に必要とされる、保存、分類、等級区分、小分け、包装、ラベルの貼り直し、切り分け等、物品の性質を変えない作業を含む	- 台湾外へ運送して自社で使用する - 台湾外で販売する - 台湾で仲介人、代理店または代理人を経由して販売する	- 台湾外の顧客 - 顧客の台湾にある貯蔵場所への運送、または台湾での加工・製造用を含む - 台湾内の顧客を含まない - 個人ではない
<輸入> 台湾外で自社製造または購買した物品	上記と同じ	上記と同じ	- 台湾外の顧客 (上記と同じ) - 台湾内の顧客 - 顧客の台湾外にある貯蔵場所への運送、または台湾外での加工・製造用を含む - 個人ではない

(三)その他

- 1.改正条例は2019年度の所得より適用し、免除期限は原則として5年間ですが、改正前にすでに申請し許可を得ている場合は、免除期限は最長で2021年12月31日までとなります。
- 2.法人税の免除に適合する旨の証明書の発行申請について、その締切日は「対象所得年度の翌会計年度開始後3ヶ月目の最終日」(12月決算でいうと3月31日まで)となります。免税証明書を取得後、申告期限(12月決算の場合は5月)までに法人税確定申告、免除申請を行います。なお、営利事業者は、適合となる販売物品を個別に免税証明書の発行申請を行うことができます。
- 3.販売対象は法人に限られ、台湾内で購買し、かつ台湾内の顧客に販売する場合は免税対象外となります。
- 4.準備的または補助的活動であるかどうかは、営利事業者が台湾内で行う業務活動(実行する機能、負担するリスクおよび使用する資産を含む)に限られ、台湾内外での全体の業務活動から見て中核的ではなく、かつ必要で重要ではない業務がこれに該当し、業務件数により判断するものではありません。それでも判断が難しい場合は、台湾内の業務活動による相対的な価値や貢献の大きさに基づき判断することになります。

PwC 台湾の見解：

外国営利事業者の台湾支店が台湾内で行う業務活動について、今後本社から委託されて FTZ 内で物品の輸入、小分け、包装、貯蔵および運送等を行う場合、かつ業務活動を明確に本社と支店に区分できる場合、本社から委託された業務について改正後の免税規定の適用を申請できるかどうかは最終的には当局の判断によりますが、適用できない場合の対策としては以下が考えられます。

- 1.免税規定を適用できない場合でも、外国営利事業者の所在国が台湾の租税協定締結国であり、かつその台湾支店が当該租税協定における「恒久的施設(PE)」の除外条項に適合すれば、事業所得の免税適用を申請できる可能性があります。
- 2.事業所得の免税を適用できない場合でも、財政部の2018年4月17日付台財税字第10600664060号通達に基づき、同業利益率および台湾における利益への貢献の度合いにより、台湾源泉所得を試算することができます。

金融口座情報の自動交換について

財政部は2019年4月18日付台財際字第10824506900号通達により、台湾との税務目的のための情報交換に関する条約または協定に基づき、日本およびオーストラリアを金融口座情報の自動的交換を行える国として公布しました。これにより、台湾は2020年から、財政部が2017年11月16日に公布した「金融機関の共通報告基準およびデューデリジェンス作業規定」に基づき、他国または地域と税務目的のための金融口座情報の自動的交換を開始します。

取得株式の「割安購入益」に関する課税規定

財政部が2019年4月18日付台財税字第10804553240号通達を公布し、会社を取得した他社の株式について、国際会計基準に基づき取得年度に認識される「割安購入益」(被投資会社の「識別可能な純資産の公正価値」が「取得原価」を超過した部分)は未実現利益に属し、当年度の法人税確定申告時には、減算処理できると説明がなされました。また、その後の株式売却または合併の際の取り扱いについては以下のように説明しています。

- 1.被投資会社の株式を売却する際は、「実際の売却価額－株式取得原価」で売却損益を計算し、所得税法および所得基本税額条例に基づき課税されます。
- 2.被投資会社と合併を行う場合、「買収原価」が取得した「識別可能な純資産の公正価値」を超えた部分は暖簾として認識し、規定された耐用年数にわたって償却しますが、取得した「識別可能な純資産の公正価値」が「買収原価」を超えた部分については、割安購入益として認識し、合併基準日の年度より5年以内に会社の所得額に毎年均等計上し課税されます。

会社法・証券管理に関する法律

役員選挙の候補者指名制度の適用範囲について

金融監督管理委員会は2019年4月25日に金管証交字第1080311451号通達を公布し、会社法第192条の1第1項但書および同項但書を準用する第216条の1第1項に基づき、2021年1月1日より上場・店頭公開企業の取締役および監査役選挙において候補者指名制度を採用することが義務付けられ、定款に明記するほか、株主は候補者名簿の中から取締役および監査役を選任しなくてはならないと定めました。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com
www.pwc.tw/ja			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利があります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.